

令和8年8月17日

福岡市政担当記者 各位

福岡市保健医療局健康危機管理課

令和8年熊本地震に伴う被災者への支援について ＜予防接種関係＞

災害救助法の適用を受けた地域から福岡市に避難されてきた方を対象に、福岡市へ住民票を異動しない場合でも、福岡市の住民の方と同様に下記のとおり定期予防接種等の機会を提供いたします。

記

1 対象者

予防接種法に基づく定期予防接種及び福岡市が実施する任意予防接種等助成の対象者で、当該地震被害のために居住地である市町村（災害救助法適用地域※）において予防接種を受けることが困難である福岡市への避難者

※対象の地域の詳細は、下記内閣府ホームページ参照

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 対象となる予防接種等の種類

区分	対象	種類	費用
定期 予防 接種	妊婦	RSウイルス	無料
	小児	五種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、子宮頸がん	
	高齢者	高齢者肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルス、带状疱疹	自己負担あり
任意予 防接種 等助成	福岡市が定める対象者	带状疱疹、風しん（予防接種、抗体検査）	（抗体検査は無料）

※対象となる予防接種は令和8年8月時点のもの。

※対象となる方は予防接種法等で規定された年齢、接種期間に該当する方。

詳細は福岡市のホームページをご確認ください。

※令和8年度のインフルエンザ、新型コロナウイルス予防接種の実施期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日まで。

※ご不明な点につきましては、健康危機管理課または各区保健福祉センター健康課にお問い合わせください。

3 接種場所

福岡市が指定する市内の実施医療機関

※市ホームページ「地震・台風等で被災し、福岡市へ避難された方への定期予防接種等について」に掲載している実施場所（リンク先の福岡市医師会のホームページ内にある「予防接種実施医療機関検索」で検索）でご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/k-kanri/health/vaccine/yobousesyuhinansyasien.html>



4 実施期間

令和8年8月17日以降の予防接種等から当分の間

5 接種方法

- ①実施医療機関に事前に電話連絡の上、希望する予防接種を伝え、接種日を予約。
- ②予約日に実施医療機関にて、氏名、生年月日、住所（滞在中の住所と被災地住所）等を申し出、問診を受け、接種を受ける。

※可能な範囲で母子健康手帳（接種記録を確認できるもの）、マイナンバーカード等（居住地を確認できるもの）をご持参ください。

【問い合わせ先】

保健医療局健康危機管理部健康危機管理課

担当：高園

TEL：401-1750